EP · US PCT

国際調査報告

(法8条、法施行規則第40、41条) [PCT18条、PCT規則43、44]

田原人 (氏名又は名称)	出願人又は代理人 の書類記号 S01P0986W000	今後の手続きについては、国際調査報告の送付通知様式(PCT/ISA/220) 及び下記5を参照すること。				
図際調査機関が作成したこの国際調査報告を法施行規則第41条 (PCT18条) の規定に従い出願人に送付する。この等しは国際事務局にも送付される。 この国を報告に引用された先行技術文献の等しも添付されている。 1 国際調査報告の基礎 a : 言語は、下記に示す場合を除くほか、この国際出願がされたものに基づき国際調査を行った。	国際出願番号 PCT/JP01/01489					
この写於調査報告は、全部で 2 ページである。 □ この調査報告は、全部で 2 ページである。 □ この調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。 1. 国際調査報告の基礎 a. 言語は、下記に示す場合を除くほか、この国際出願がされたものに基づき国際調査を行った。 □ この国際問題を提出された国際出願の翻訳文に基づき国際調査を行った。 □ この国際問題に提出された国際出願を含んでおり、次の配列表に基づき国際調査を行った。 □ この国際問題に含まれる書面による配列表 □ 出願後に、この国際調査機関に提出されたアレキシブルディスクによる配列表 □ 出願後に、この国際調査機関に提出されたアレキシブルディスクによる配列表 □ 出願後にと出した書面による配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。 □ 書面による配列表に記載した配列とアレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。 □ 書面による配列表に記載した配列とアレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。 □ 常本の範囲の一部の調査ができない(第 I 欄参照)。 3. □ 発明の単一性が欠如している(第 II 欄参照)。 4. 発明の名称は □ 出願人が提出したものを承認する。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 5. 要約は □ 出願人が提出したものを承認する。 □ 次に示すように、法施行規則第47条(P C T 規則38. 2(b))の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1カ月以内にこの国際調査機関に変見を提出することができる。 6. 要約書とともに公表される図は、第 □ なし	出願人 (氏名又は名称) ソニー株式会社					
この写於調査報告は、全部で 2 ページである。 □ この調査報告は、全部で 2 ページである。 □ この調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。 1. 国際調査報告の基礎 a. 言語は、下記に示す場合を除くほか、この国際出願がされたものに基づき国際調査を行った。 □ この国際問題を提出された国際出願の翻訳文に基づき国際調査を行った。 □ この国際問題に提出された国際出願を含んでおり、次の配列表に基づき国際調査を行った。 □ この国際問題に含まれる書面による配列表 □ 出願後に、この国際調査機関に提出されたアレキシブルディスクによる配列表 □ 出願後に、この国際調査機関に提出されたアレキシブルディスクによる配列表 □ 出願後にと出した書面による配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。 □ 書面による配列表に記載した配列とアレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。 □ 書面による配列表に記載した配列とアレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。 □ 常本の範囲の一部の調査ができない(第 I 欄参照)。 3. □ 発明の単一性が欠如している(第 II 欄参照)。 4. 発明の名称は □ 出願人が提出したものを承認する。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 5. 要約は □ 出願人が提出したものを承認する。 □ 次に示すように、法施行規則第47条(P C T 規則38. 2(b))の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1カ月以内にこの国際調査機関に変見を提出することができる。 6. 要約書とともに公表される図は、第 □ なし						
□ この調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。 □ この国際調査報告の基礎 a : 言語は、下記に示す場合を除くほか、この国際出願の翻訳文に基づき国際調査を行った。 □ この国際出願は、ヌクレオテド又はアミノ酸配列を含んでおり、次の配列表に基づき国際調査を行った。 □ この国際出願は、ヌクレオテド又はアミノ酸配列を含んでおり、次の配列表に基づき国際調査を行った。 □ この国際出願に含まれる書面による配列表 □ この国際出願と共に提出されたフレキンブルディスクによる配列表 □ 出願後に、この国際調査機関に提出されたアレキシブルディスクによる配列表 □ 出願後に、この国際調査機関に提出されたフレキシブルディスクによる配列表 □ 出願後に提出した書面による配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。 □ 書面による配列表に記載した配列とフレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。 □ 請求の範囲の一部の調査ができない(第 I 欄参照)。 3. □ 発明の単一性が欠如している(第 II 欄参照)。 4. 発明の名称は □ 出願人が提出したものを承認する。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 □ 公園院調査報告の発送の日から1カ月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。 6. 要約書とともに公表される図は、第 □ なし	国際調査機関が作成したこの国際調査報告を法施行規則第41条(PCT18条)の規定に従い出願人に送付する。 この写しは国際事務局にも送付される。					
□	この国際調査報告は、全部で 2	ページである。				
a. 言語は、下記に示す場合を除くほか、この国際出願がされたものに基づき国際調査を行った。 □ この国際調査機関に提出された国際出願の翻訳文に基づき国際調査を行った。 □ この国際出願は、ヌクレオチド又はアミノ酸配列を含んでおり、次の配列表に基づき国際調査を行った。 □ この国際出願に含まれる書面による配列表 □ 出願後に、第1 出願後に、第2 と共に提出されたフレキシブルディスクによる配列表 □ 出願後に、この国際調査機関に提出されたフレキシブルディスクによる配列表 □ 出願後に提出した書面による配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。 □ 書面による配列表に記載した配列とフレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。 □ 書面による配列表に記載した配列とフレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。 □ 書面による配列表に記載した配列とフレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。 □ 禁助の提出があった。 □ 発明の単一性が欠如している(第 I 欄参照)。 4. 発明の名称は □ 出願人が提出したものを承認する。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 □ 原調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1カ月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。 6. 要約書とともに公表される図は、第 □ なし	□ この調査報告に引用された先行技術文献の写しも添付されている。					
□ この国際出願に含まれる書面による配列表 □ この国際出願と共に提出されたフレキシブルディスクによる配列表 □ 出願後に、この国際調査機関に提出されたフレキシブルディスクによる配列表 □ 出願後に、この国際調査機関に提出されたフレキシブルディスクによる配列表 □ 出願後に提出した書面による配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。 □ 書面による配列表に記載した配列とフレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。 □ 請求の範囲の一部の調査ができない(第 I 欄参照)。 3. □ 発明の単一性が欠如している(第 II 欄参照)。 4. 発明の名称は □ 出願人が提出したものを承認する。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 □ 京副欄に示されているように、法施行規則第47条(PCT規則38.2(b))の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1カ月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。 6. 要約書とともに公表される図は、第 □ なし コロース は は は は は は は は し は し は し は し は し は し	a. 言語は、下記に示す場合を除くほか、この国際出願がされたものに基づき国際調査を行った。					
□ 出願後に、この国際調査機関に提出された書面による配列表 □ 出願後に、この国際調査機関に提出されたフレキシブルディスクによる配列表 □ 出願後に提出した書面による配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。 □ 書面による配列表に記載した配列とフレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。 2. □ 請求の範囲の一部の調査ができない(第 I 欄参照)。 3. □ 発明の単一性が欠如している(第 II 欄参照)。 4. 発明の名称は □ 出願人が提出したものを承認する。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 □ 第 II 欄を照りが作成した。 □ 第 II 欄を照りができる。 □ なし □ なし						
 □ 出願後に、この国際調査機関に提出されたフレキシブルディスクによる配列表 □ 出願後に提出した書面による配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。 □ 書面による配列表に記載した配列とフレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。 ② 請求の範囲の一部の調査ができない(第 I 欄参照)。 ③ 発明の単一性が欠如している(第 II 欄参照)。 ④ 発明の名称は 図 出願人が提出したものを承認する。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 ⑤ 要約は 図 出願人が提出したものを承認する。 □ 第 II 欄に示されているように、法施行規則第47条(PCT規則38.2(b))の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1カ月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。 ⑥ 要約書とともに公表される図は、第 ⑤ 図とする。図 出願人が示したとおりである。 □ なし 	□ この国際出願と共に提出さ	れたフレキシブルディスクによる配列	表			
□ 出願後に提出した書面による配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。 □ 書面による配列表に記載した配列とフレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。 2. □ 請求の範囲の一部の調査ができない(第 I 欄参照)。 3. □ 発明の単一性が欠如している(第 II 欄参照)。 4. 発明の名称は □ 出願人が提出したものを承認する。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 □ 第 II 欄に示されているように、法施行規則第47条(PCT規則38.2(b))の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1カ月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。 6. 要約書とともに公表される図は、第 □ なし なし	□ 出願後に、この国際調査機	関に提出された書面による配列表	·			
□ 出願後に提出した書面による配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述書の提出があった。 □ 書面による配列表に記載した配列とフレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述書の提出があった。 2. □ 請求の範囲の一部の調査ができない(第 I 欄参照)。 3. □ 発明の単一性が欠如している(第 II 欄参照)。 4. 発明の名称は □ 出願人が提出したものを承認する。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 □ 第 II 欄に示されているように、法施行規則第47条(PCT規則38.2(b))の規定により国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1カ月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。 6. 要約書とともに公表される図は、第 □ なし なし	□ 出願後に、この国際調査機	関に提出されたフレキシブルディスク	による配列表			
書の提出があった。 2. □ 請求の範囲の一部の調査ができない(第 I 欄参照)。 3. □ 発明の単一性が欠如している(第 II 欄参照)。 4. 発明の名称は □ 出願人が提出したものを承認する。 □ 次に示すように国際調査機関が作成した。 5. 要約は □ 出願人が提出したものを承認する。 □ 第 II 欄に示されているように、法施行規則第47条(PCT規則38.2(b))の規定により 国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1カ月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。 6. 要約書とともに公表される図は、第 □ なし □ なし	── 出願後に提出した書面による配列表が出願時における国際出願の開示の範囲を超える事項を含まない旨の陳述					
 3.	■ 魯面による配列表に記載した配列とフレキシブルディスクによる配列表に記録した配列が同一である旨の陳述					
4. 発明の名称は	2. 請求の範囲の一部の調査ができない(第 I 欄参照)。					
 次に示すように国際調査機関が作成した。 五願人が提出したものを承認する。 第Ⅲ欄に示されているように、法施行規則第47条 (PCT規則38.2(b)) の規定により 国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1カ月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。 要約書とともに公表される図は、 第 5 図とする。 図 出願人が示したとおりである。 □ なし 	3. □ 発明の単一性が欠如している(第Ⅱ欄参照)。					
 5. 要約は 図 出願人が提出したものを承認する。 第Ⅲ欄に示されているように、法施行規則第47条 (PCT規則38.2(b)) の規定により 国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1カ月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。 6. 要約書とともに公表される図は、 第 5 図とする。図 出願人が示したとおりである。 □ なし 	4. 発明の名称は 🛛 🗓 出	願人が提出したものを承認する。	·			
 第Ⅲ欄に示されているように、法施行規則第47条 (PCT規則38.2(b)) の規定により 国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1カ月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。 6. 要約書とともに公表される図は、 第 5 図とする。 図 出願人が示したとおりである。 □ なし 	口次	に示すように国際調査機関が作成した。				
国際調査機関が作成した。出願人は、この国際調査報告の発送の日から1カ月以内にこの国際調査機関に意見を提出することができる。 6. 要約書とともに公表される図は、	5. 要約は 🗓 出	願人が提出したものを承認する。				
第 5 図とする。区 出願人が示したとおりである。	国	際調査機関が作成した。出願人は、この	の国際調査報告の発送の日から1カ月以内にこ			
,		、 願人が示したとおりである。				
□ 出願人は図を示さなかった。		願人は図を示さなかった。				
本図は発明の特徴を一層よく表している。		図は発明の特徴を一層よく表している	•			

This Page Blánk (uspto)

国際調査報告		国際出願番号 CT/JP01/01489	
A. 発明の属	よする分野の分類(国際特許分類(IPC))		
Int.	Cl ⁷ H04B1/16	·	
B. 調査を行	うった分野		
調査を行った最	b小限資料(国際特許分類(IPC))	•	
Int.	C17 H04B1/16	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·
· ·	トの資料で調査を行った分野に含まれるもの		
日本国実	戻用新案公報 1926-1996年☆開実用新案公報 1971-2001年		
日本国登	發実用新案公報 1994-2001年		•
日本国 第	系用新案登録公報 1996-2001年 		
国際調査で使用	月した電子データベース(データベースの名称、 訂	周査に使用した用語)	
		·	
C. 関連する	ると認められる文献 アン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
引用文献の カテゴリー*	- 引用文献名 及び一部の箇所が関連するとも	きは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
А	JP, 6-133245 (ソニー株式 13.5月.1994 (13.05 全頁,全図 (ファミリーなし)	会社) . 94)	1 — 6
	!	•	
<u> </u> 			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
□ C欄の続き	きにも文献が列挙されている。	□ パテントファミリーに関する別	川紙を参照。
もの 「E」国際出版 以後にな 「L」優先権 日若し 文献(3 「O」口頭に	のカテゴリー 車のある文献ではなく、一般的技術水準を示す 頭日前の出願または特許であるが、国際出願日 公表されたもの 主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行 くは他の特別な理由を確立するために引用する 理由を付す) よる開示、使用、展示等に言及する文献 頭日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願	の日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表出願と矛盾するものではなく、の理解のために引用するもの 「X」特に関連のある文献であって、の新規性又は進歩性がないと考 「Y」特に関連のある文献であって、上の文献との、当業者にとってよって進歩性がないと考えられ 「&」同一パテントファミリー文献	発明の原理又は理論 当該文献のみで発明 えられるもの 当該文献と他の1以 自明である組合せに
国際調査を完	了した日 29.05.01	国際調査報告の発送日 1	2.06.01

特許庁審査官(権限のある職員) 和田 志郎 印

電話番号 03-3581-1101 内線 3535

2956

5 W

東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

国際調査機関の名称及びあて先

日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 This Page Blank (uspto)



To:

5th floor

JAPON

Shibuya-ku Tokyo 150-0001

PCT

NOTICE INFORMING THE APPLICANT OF THE COMMUNICATION OF THE INTERNATIONAL APPLICATION TO THE DESIGNATED OFFICES

(PCT Rule 47.1(c), first sentence)

Date of mailing (day/month/year)

06 September 2001 (06.09.01)

Applicant's or agent's file reference

S01P0986WO00

International application No. International filing date (day/month/year) PCT/JP01/01489

28 February 2001 (28.02.01)

IMPORTANT NOTICE

From the INTERNATIONAL BUREAU

11-11-508, Jingumae 1-chome

S841NO

TANABE, Shigemoto Green-Fantasia Building

> Priority date (day/month/year) 29 February 2000 (29.02.00)

SEP. 1 8. 2001

ANABE PATENT OF

Applicant

SONY CORPORATION et al

1. Notice is hereby given that the International Bureau has communicated, as provided in Article 20, the international application to the following designated Offices on the date indicated above as the date of mailing of this Notice: KR.US

In accordance with Rule 47.1(c), third sentence, those Offices will accept the present Notice as conclusive evidence that the communication of the international application has duly taken place on the date of mailing indicated above and no copy of the international application is required to be furnished by the applicant to the designated Office(s).

2. The following designated Offices have waived the requirement for such a communication at this time:

CN,EP

The communication will be made to those Offices only upon their request. Furthermore, those Offices do not require the applicant to furnish a copy of the international application (Rule 49.1(a-bis)).

3. Enclosed with this Notice is a copy of the international application as published by the International Bureau on 07 September 2001 (07.09.01) under No. WO 01/65710

REMINDER REGARDING CHAPTER II (Article 31(2)(a) and Rule 54.2)

If the applicant wishes to postpone entry into the national phase until 30 months (or later in some Offices) from the priority date, a demand for international preliminary examination must be filed with the competent International Preliminary Examining Authority before the expiration of 19 months from the priority date.

It is the applicant's sole responsibility to monitor the 19-month time limit.

Note that only an applicant who is a national or resident of a PCT Contracting State which is bound by Chapter II has the right to file a demand for international preliminary examination.

REMINDER REGARDING ENTRY INTO THE NATIONAL PHASE (Article 22 or 39(1))

If the applicant wishes to proceed with the international application in the national phase, he must, within 20 months or 30 months, or later in some Offices, perform the acts referred to therein before each designated or elected Office.

For further important information on the time limits and acts to be performed for entering the national phase, see the Annex to Form PCT/IB/301 (Notification of Receipt of Record Copy) and Volume II of the PCT Applicant's Guide.

The International Bureau of WIPO 34, chemin des Colombettes 1211 Geneva 20, Switzerland

Authorized officer

J. Zahra

Facsimile No. (41-22) 740.14.35

Telephone No. (41-22) 338.83.38

This Page Blank (uspto)



(19) 世界知的所有権機関 国際事務局



(43) 国際公開日 2001年9月7日 (07.09.2001)

PCT

(10) 国際公開番号

式会社 (SONY CORPORATION) [JP/JP]; 〒141-0001

(51) 国際特許分類7:

WO 01/65710 A1

H04B 1/16 (71) 出願人 (米国を除く全ての指定国について): ソニー株

(21) 国際出願番号:

PCT/JP01/01489

(22) 国際出願日:

2001年2月28日(28.02.2001)

(25) 国際出願の言語:

日本語

(26) 国際公開の言語:

日本語

(30) 優先権データ:

特願2000-054269

2000年2月29日(29.02.2000) JP

特願2000-303518

2000年10月3日(03.10.2000)

東京都品川区北品川6丁目7番35号 Tokyo (JP).

(72) 発明者; および

(75) 発明者/出願人 (米国についてのみ): 猪瀬謙司 (INOSE、 Kenji) [JP/JP]. 福沢恵司 (FUKUZAWA, Keiji) [JP/JP]; 〒141-0001 東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソニー 株式会社内 Tokyo (JP).

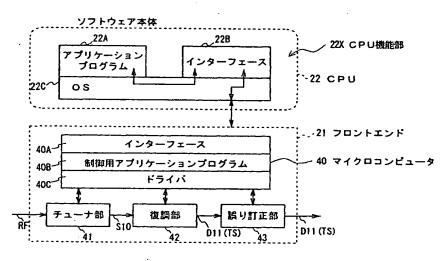
(74) 代理人: 弁理士 田辺恵基(TANABE, Shigemoto); 〒 150-0001 東京都渋谷区神宮前1丁目11番11-508号 グ リーンフアンタジアビル5階 Tokyo (JP).

(81) 指定国 (国内): CN, KR, US.

/続葉有/

(54) Title: RECEIVING DEVICE AND RECEIVING METHOD

(54) 発明の名称: 受信装置及び受信方法



A...SOFTWARE MAIN BODY

22A...APPLICATION PROGRAM

22B...INTERFACE

22X...CPU FUNCTION UNIT

21...FRONT-END

40A...INTERFACE

40...MICROCOMPUTER

40B...CONTROLLING APPLICATION PROGRAM

40C...DRIVER

41...TUNER UNIT

42...DEMODULATION UNIT

13...ERROR CORRECTION UNIT

(57) Abstract: A change in media mode can be easily accommodated. CPU (22) indirectly controls a front-end (21) including a tuner unit (41), a demodulation unit (42) and an error correction unit (43) by a common control command not dependent on the types of areas or transmission media. An application program (22A) of the CPU (22) generates a control command based on a pre-defined command set, for transfer to the front-end (21) via an interface (22B). A controlling application (40B) of the front-end (21) converts the control command transferred via an interface (40A) into a data format understandable by the tuner unit (41), the demodulation unit (42) and the error correction unit (43), for transfer to a driver (40C). The driver (40C) controls respective processing units based on the control command.

WO 01/65710

WO 01/65710 A1



(84) 指定国 *(*広域*)*: ヨーロッパ特許 (AT, BE, CH, CY, DE, DK, ES, FI, FR, GB, GR, IE, IT, LU, MC, NL, PT, SE, TR).

2文字コード及び他の略語については、定期発行される各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語のガイダンスノート」を参照。

添付公開書類:

— 国際調査報告書

(57) 要約:

メディアの方式変更に、容易に対応できるようにする。CPU22は、チューナ部41、復調部42、誤り訂正部43を含むフロントエンド21を、地域または伝送メディアの種類に依存しない共通の制御コマンドにより間接的に制御する。すなわち、CPU22のアプリケーションプログラム22Aは、予め定義されているコマンドセットに基づいて制御コマンドを生成し、インターフェース22Bを介してフロントエンド21に転送する。フロントエンド21の制御用アプリケーション40Bは、インターフェース40Aを介して転送されてきた制御コマンドを、チューナ部41、復調部42、誤り訂正部43が理解可能なデータフォーマットに変換し、ドライバ40Cに転送する。ドライバ40Cは、制御コマンドに基づいて各処理部を制御する。

明細書

受信装置及び受信方法

技術分野

本発明は受信装置、および方法に関し、特に、ディジタル衛星放送システム(伝送メディア)において放送衛星を介して配信された放送波を受信して復調する 場合に適用して好適な受信装置、および方法に関する。

背景技術

近年、放送衛星を介して数百もの番組を当該チャンネルに割り当てられた搬送 波周波数を使用して視聴者に配信するディジタル衛星放送システムが提案されて いる。

このディジタル衛星放送システムにおける各搬送波周波数を受信する装置であるIRD (Integrated Receiver Decoder) において、内部に設けられている受信復調装置は、放送衛星を介して配信される各搬送波周波数 (衛星放送波) を受信し、受信した各搬送波周波数のうち任意の搬送波周波数を選択し、これを復調することによりトランスポートストリームを取得するようになされている。

図1は、IRD内部のCPU2とフロントエンド3との情報送受関係を示して おり、受信復調装置であるフロントエンド3は受信復調手段として、所望の周波 数を選択するチューナ部4、変調信号を復調する復調部5及び伝送の際に生じた 誤りを検出し、これを所定の方法で訂正する誤り訂正部6から構成され、CPU 2によって制御される。

このCPU2は、所定のメモリ(図示せず)から読み出されたプログラムに従って種々の処理を実行するようになされており、各処理を実行するCPU機能部2Xとしてオペレーティングシステム(以下、これをOSと呼ぶ)7、アプリケ

ーションプログラム8及びドライバ9を有する。OS7はアプリケーションプログラム8及びドライバ9のプログラムに基づいて種々の処理を実行するようになされている。

因みにOS7、アプリケーションプログラム8及びドライバ9は、物理的なブロックではなく、機能的なブロックである。

ここでユーザがIRDに設けられている所定の入力手段を介して希望する番組のチャンネルを選択する操作を行うと、CPU機能部2Xのアプリケーションプログラム8は、ユーザ希望の番組がどの搬送波周波数に割り当てられているかを判断し、その判断結果(ユーザ希望のチャンネルに割り当てられている搬送波周波数が何H2であるかを知らせる情報)をドライバ9に転送する。

ドライバ9は、アプリケーションプログラム8から転送された判断結果に基づいてフロントエンド3(チューナ部4、復調部5、誤り訂正部6)がそれぞれ動作し得るようにデータ処理を施すことにより、フロントエンド3に対して、例えば日本国等のIRDを使用する地域において決められている各搬送波周波数(衛星放送波)から任意の搬送波周波数を選択し、これをトランスポートストリームとして外部に出力し得る状態にする(セットする)ようになされている。

この場合、チューナ部 4 は、放送衛星を介して受信した各搬送波周波数のうち ユーザにより指定されたチャンネル(搬送波周波数)を選択し、当該選択した搬 送波周波数に対して所定の周波数変換を行うことにより中間周波数を生成し、こ れを復調部 5 に送出する。復調部 5 は、チューナ部 4 から供給された中間周波数 に対して所定の復調処理を行い、これを誤り訂正部 6 に送出する。誤り訂正部 6 は、予め割り当てられている誤り検出等を行うためのデータ列を用いることによ り、当該トランスポートストリームに対して所定の誤り訂正処理を施した後に得 られたトランスポートストリームをフロントエンド 3 の外部に出力する。

ところでかかる構成のIRDにおいては、CPU機能部2X内のドライバ9が 予め特定の地域にて決められている搬送波周波数や復調方法をセットするように なされていることにより、予め決められている特定の地域以外でIRDを使用す る場合には、その地域の搬送波周波数や復調方法に応じてフロントエンド3のハードウェア構成(すなわちチューナ部4、復調部5及び誤り訂正部6)を変更する必要があり、これに応じてIRD全体を制御するCPU機能部2X内のドライバ9のプログラムを変更しなければならないという問題があった。

またかかる構成の衛星放送を受信するようになされたIRDにおいては、CPU機能部2X内のドライバ9及びフロントエンド3のハードウェア構成が衛星放送における搬送波周波数や復調方法をセットするようになされていることにより、例えばCATV(Cable Television)等、異なる伝送メディアで放送を受信する場合においても、その受信する伝送メディアに応じてフロントエンド3のハードウェア構成が変更する必要があり、これに応じてCPU機能部2X内のドライバ9のプログラムを変更しなければならないという問題があった。

発明の開示

本発明は以上の点を考慮してなされたもので、受信復調手段が使用される受信 地域及び伝送メディアが変更された場合においても受信復調装置の制御を有効に 行い得る受信復調装置、受信装置及び受信復調装置制御方法を提案しようとする ものである。

本発明の受信装置は、伝送メディアに応じて所定の受信復調処理を行う受信復調手段と、受信復調手段の動作を制御する主制御手段とを備え、受信復調手段は、伝送メディアを介して受信した信号を処理する処理手段と、所定の通信プロトコルに則って、主制御手段との間で予め定義されている所定のコマンドセットを用いることにより、処理手段を制御する制御コマンドを主制御手段と授受するためのインターフェース処理を行うインターフェース手段と、インターフェース手段により主制御手段から取得した制御コマンドを、処理手段が理解可能なデータに変換し、処理手段を制御する処理制御手段とを備えることを特徴とする。

上記制御コマンドは、伝送メディアに依存しない、共通の制御コマンドである

ようにすることができる。

上記制御コマンドは、処理手段が使用される受信地域に依存しない、共通の制御コマンドであるようにすることができる。

上記主制御手段は、制御コマンドを、バスを介して授受するのに必要な変換処理を行う変換手段をさらに備えるようにすることができる。

上記バスは、IEEE1394シリアルバスであるようにすることができる。

本発明の受信装置の受信方法は、伝送メディアに応じて所定の受信復調処理を行う受信復調ステップと、受信復調ステップによる受信復調処理の動作を制御する主制御ステップとを含み、受信復調ステップは、伝送メディアを介して受信した信号を処理する処理ステップと、所定の通信プロトコルに則って、主制御ステップの処理を実行する主制御手段との間で予め定義されている所定のコマンドセットを用いることにより、処理ステップによる処理を制御する制御コマンドを主制御手段と授受するためのインターフェース処理を行うインターフェースステップと、インターフェースステップの処理により主制御手段から取得した制御コマンドを、処理ステップの処理を実行する処理手段が理解可能なデータに変換し、処理ステップによる処理を制御する処理制御ステップとを含むことを特徴とする

本発明の受信装置および受信方法においては、伝送メディアに応じて所定の受信復調処理が行われ、その動作が制御される。また、伝送メディアを介して受信した信号が処理され、所定の通信プロトコルに則って、予め定義されている所定のコマンドセットを用いることにより、制御コマンドを授受するためのインターフェース処理が行われる。さらに、取得した制御コマンドが、変換され、伝送メディアを介して受信した信号の処理が制御される。

図面の簡単な説明

図1は、従来のデータ処理を説明するブロック図である。

図2は、本発明を適用したディジタル放送受信システムの構成例を示すブロッ

ク図である。

図3は、図2のIRD13の構成例を示すブロック図である。

図4は、日本国におけるBS放送波の構成を説明する図である。

図5は、図3のIRD13におけるフロントエンド21とCPU22との間の 制御コマンドの送受関係を説明する図である。

図 6 は、本発明を適用した他のディジタル放送受信システムの構成例を示すブロック図である。

図7は、図6のIRD13'におけるフロントエンド21'とCPU22との間の制御コマンドの送受関係を説明する図である。

図8は、CATVを利用したディジタル放送波の周波数を示す図である。

図9は、CSを利用したディジタル放送波の周波数を示す図である。

図10は、地上ディジタル放送波の周波数を示す図である。

図11は、地域及び伝送メディアごとの変調方法を示す図である。

図12は、本発明を適用したさらに他のディジタル放送受信システムの構成例 を示すブロック図である。

図13は、図12のIRD13″の構成例を示すブロック図である。

図14は、図12の地上ディジタル放送受信アダプタ61の構成例を示すブロック図である。

図15は、図12のIRD13″のCPU22と地上ディジタル放送受信アダプタ61のCPU72との制御コマンドの送受関係を説明する図である。

発明を実施するための最良の形態

以下図面について、本発明の一実施の形態を詳述する。

図2において、10は全体として本発明によるディジタル放送受信システムを示し、受信装置としてのIRD(Integrated Receiver/Decoder)13は、放送衛星(図示せず)を介して配信されてくる衛星放送波をパラボラアンテナ12を介して受信し得るようになされている。

IRD13は、必要に応じてリモートコントローラ17を介して出力される赤外線信号S50等に基づいて、受信した衛星放送波のうちユーザ所望のチャンネル(搬送波周波数)を選択し、当該搬送波周波数に基づいて得られたビデオデータ及びオーディオデータ並びに番組ガイド情報(以下、番組ガイド情報を(Eーlectronic Program Guide)と呼ぶ)等の所定のデータをテレビジョン装置14に出力する。またテレビジョン装置14は、IRD13から供給された所定のデータに基づいて得られた映像、また必要に応じて番組ガイド案内をCRT(Cathode Ray Tude)、液晶ディスプレイ等でなるモニタ15に可視表示すると共に、音声をスピーカ(図示せず)から出力するようになされている。

IRD13の内部構成において、図3に示すように、ユーザがIRD13を起動させる所定の操作を行うと、CPU22はROM29に記憶されている起動プログラムをRAM30上に展開することにより、当該プログラムに従って種々の処理を実行し得る状態となる。CPU22は、フロントパネル26の操作ボタンスイッチ(図示せず)が操作されることによって所定の命令を受け、これにより当該受けた命令に応じたプログラムをRAM30上に展開し、当該プログラムに従って各回路部を制御するようになされている。

またリモートコントローラ17(図2)の操作キーを操作すると、リモートコントローラ17のIR(Infrared)発信部(図示せず)によって、操作内容が赤外線信号S50に重畳されて出力され、この赤外線信号S50がIR受信部27により受光され、受光結果がCPU22に供給される。従ってCPU22は、リモートコントローラ17により操作されることによっても所定の命令を受け、これにより当該受けた命令に応じた所定のプログラムをRAM30上に展開し、当該プログラムに従って各回路部を制御するようになされている。

ここで、ユーザがリモートコントローラ17(図2)の操作キーを介して例えば図4に示す日本国における衛星放送波のうち希望するチャンネルとして第1の放送局を指定する操作を行うと、リモートコントローラ17のIR(In-

frared)発信部(図示せず)によって、指定内容が赤外線信号S50に重 畳されて出力され、この赤外線信号S50がIR受信部27により受光され、受 光結果がCPU22に供給される。

これによりCPU22はリモートコントローラ17からのチャンネル指定内容に従って、フロントエンド21(図3)を間接的に制御することにより、受信した衛星放送のうちユーザにより指定された第1の放送局の搬送波周波数を選択し、当該選択した搬送波周波数を用いて配信されるMPEG(Moving Picture Experts Group)2トランスポートストリームをデマルチプレクサ23(図3)に送出するようになされている。

すなわち図5は、CPU22とフロントエンド21との情報の送受関係を示し、CPU22は、ROM29(図3)から読み出されたプログラムに従って各処理を実行するCPU機能部22Xとして、オペレーティングシステム(以下、これをOSと呼ぶ)22C、アプリケーションプログラム22A及びインターフェース22Bを有しており、OS22Cは、アプリケーションプログラム22Aに制御コマンドを生成させ、これをインターフェース22Bに転送する。

またフロントエンド21のマイクロコンピュータ(以下、マイコンと称する)40は、当該マイコン40内の所定のメモリ(図示せず)から読み出されたプログラムに従って各種処理を実行するインターフェース40A、受信復調手段(チューナ部41、復調部42、および誤り訂正部43)の制御手段としての制御用アプリケーションプログラム40B、及びドライバ40Cを有しており、インターフェース22Bは、マイコン40内のインターフェース40Aとの間において、例えば I²Cと称される規格化された通信プロトコルに則って、CPU22とマイコン40との間において予め定義されているコマンドセットを用い、OS22Cから転送された制御コマンドを所定の手順に従って制御用アプリケーションプログラム40Bに転送する。

制御用アプリケーションプログラム40Bは、インターフェース22Bを介して転送された制御コマンドに基づいてドライバ40Cを介してハードウェア構成

のチューナ部41、復調部42及び誤り訂正部43を制御する。

従って主制御手段としてのCPU機能部22Xは、直接的に受信復調手段としてのハードウェア構成(チューナ部41、復調部42及び誤り訂正部43)に対して各種処理を行わせる(制御させる)ことなく、制御コマンドをフロントエンド21へ送出するだけで、制御用アプリケーションプログラム40Bがドライバ40Cを介してハードウェア構成を制御することにより、各種処理を行わせることになる。

このようにCPU機能部22Xは、直接的にハードウェア構成を制御することなく、間接的にハードウェア構成を制御することができる。

因みにCPU22内のOS22C、インターフェース22B及びアプリケーションプログラム22Aは、物理的なブロックではなく、機能的なブロックであり、またマイコン40内のインターフェース40A、制御用アプリケーションプログラム40B及びドライバ40Cも物理的なブロックではなく、機能的なブロックである。

CPU22がリモートコントローラ17(図2)から衛星放送波のチャンネルとして第1の放送局を指定する操作を受けた場合、OS22Cは、アプリケーションプログラム22Aにより第1の放送局をMPEG2トランスポートストリームとしてデマルチプレクサ23(図3)に出力させる制御コマンドを生成させ、これをインターフェース22Bに転送する。

因みに衛星放送波(第1の放送局)には、規定のフォーマットに従ってEPG を表示するための情報が重畳されている。

インターフェース22Bは、マイコン40内のインターフェース40Aとの間において、例えば I ² C と称される通信プロトコルの規定に則って、C P U 2 2 とマイコン40との間において予め定義されているコマンドセットを用いることにより、OS22Cから転送された第1の放送局をMPEG2トランスポートストリームとしてデマルチプレクサ23(図3)に出力させる制御コマンドを所定の手順に従って転送する。

制御用アプリケーションプログラム40Bは、インターフェース22Bからインターフェース40Aを介して転送された制御コマンドに基づいて、第1の放送局をMPEG2トランスポートストリームとしてデマルチプレクサ23(図3)に出力させるプログラムを、マイコン40内の所定のメモリ(図示せず)から読み出し、当該プログラム内容をドライバ40Cに転送する。

ドライバ40Cは、制御用アプリケーションプログラム40Bから転送された プログラム内容を、ハードウェア構成(チューナ部41、復調部42及び誤り訂 正部43)が理解可能なデータへの変換処理を施すことにより、当該ハードウェ ア構成を制御する。

すなわち、ユーザがリモートコントローラ17 (図2)を介して第1の放送局を指定する操作を行った場合、チューナ部41は、受信した衛星放送波RFのうち、第1の放送局の搬送波周波数S10を選択するチューニング処理を行うことにより、例えば、BS15チャンネルの11.99600GHzの中間周波数S10を選択し、これを復調部42に送出する。復調部42は、チューナ部41から供給された中間周波数S10に対して、このとき指定された第1の放送局に対応した復調処理を行うことにより、データ列D11を取り出し、これを誤り訂正部43に送出する。

誤り訂正部43は、復調部42から供給されたデータ列D11内に予め割り当てられている誤り検出等を行うためのデータ列を用いることにより、データ列D11に対してエラー検出やエラー訂正を行うことにより得られたMPEG2トランスポートストリームをデマルチプレクサ23(図3)に送出する。

因みに制御用アプリケーションプログラム40B(すなわちマイコン40内の所定のメモリ(図示せず)に格納されているプログラム)は、図4に示したように、日本国における衛星放送波の各チャンネル(図4には、BS15チャンネルの他、BS1チャンネル、BS3チャンネル、およびBS13チャンネルが示されている)に割り当てられている搬送波周波数を用いて配信されたMPEG2トランスポートストリームをデマルチプレクサ23に出力させるための種々のプロ

グラムを予め所持(格納)する。従って、制御用アプリケーションプログラム4 OBは衛星放送波のいずれのチャンネル指定する制御コマンドを受けた場合においても、当該制御コマンドに応じてドライバ40Cを介してハードウェア構成を 制御することができる。

図3のIRD13に示した、CPU、ROM及びRAM等から構成されているIC (Integrated Circuit)カード20 (図3)には、暗号を解読するために必要な情報が格納されている。放送衛星 (図示せず)を介して配信されてくるディジタル放送は、暗号化が施されているため、この暗号を解読するためにはキーと解読処理が必要になる。そこで、ICカード20から解読するための情報が読み出され、デマルチプレクサ23に供給される。デマルチプレクサ23は、このキーを利用して暗号化されているMPEG2トランスポートストリームD13をPRAM (Dynamic Random Access Memory)又はSRAM (Static Random Access Memory)から構成されるデータバッファメモリ28に一時的に記憶させ、これを適宜に読み出すと共に、読み出したMPEG2トランスポートストリームD13から分解して得られたMPEG2ビデオデータD14を、MPEGビデオ復号部24に送出し、MPEG2オーディオでラD15を、MPEGオーディオ復号部25に送出する。

MPEGビデオ復号部24は、デマルチプレクサ23から供給されたMPEG2ビデオデータD14を、MPEG2方式に準拠したデコード処理を施すことにより元のビデオデータD16に復元し、これをテレビジョン装置14(図2)に出力する。

一方、MPEGオーディオ復号部25は、デマルチプレクサ23から供給されたMPEG2オーディオデータD15を、MPEG2方式に準拠したデコード処理を施すことにより元のオーディオデータD17に復元し、これをテレビジョン装置14(図2)に出力する。

さらにデマルチプレクサ23は、フロントエンド21から供給されるEPGデータ D_{EPC} (バッファメモリ28に一時的に記憶されている)を取り込み、CP U22を介してマルチメディアプロセッサ32に送出する。

マルチメディアプロセッサ32は、番組表等、番組ガイド案内を表示するためのEPGデータを生成するようになされており、当該生成されたEPGデータD19は、DRAM33に、ビットマップ形式で書き込まれる。DRAM33に書き込まれたEPGデータD19は、MPEGビデオ復号部24により処理されてテレビジョン装置14(図2)に出力される。因みにこの番組ガイド情報(EPGデータ)は、頻繁に伝送されてくるため、マルチメディアプロセッサ32のメモリ(図示せず)には常に最新のEPGデータが保持されている。

テレビジョン装置14 (図2) は、IRD13から供給されたビデオデータD16に基づいて得られた映像をモニタ15に可視表示すると共に、オーディオデータD17に基づいて得られた音声をスピーカ(図示せず)から出力する。またテレビジョン装置14は、必要に応じてIRD13から供給されてくるEPGデータに基づいて得られた番組ガイド案内もモニタ15に可視表示する。

このようにして、IRD13はユーザにより指定された衛星放送波のチャンネル (搬送波周波数)を選択し、当該選択した搬送波周波数から得られたビデオデータ及びオーディオデータ、また必要に応じてEPGデータを、テレビジョン装置14に出力し、テレビジョン装置14はIRD13から供給された各データに基づいて得られた映像及び音声、また必要に応じて番組ガイド案内を視聴者に提供する。

かかる I R D 1 3 は、当該 I R D の製造段階において、図 5 において上述した 衛星放送波を受信し、当該衛星放送波の任意のチャンネルから得られたM P E G 2 トランスポートストリームをデマルチプレクサ 2 3 (図 3) に出力するハード ウェア構成(チューナ部 4 1、復調部 4 2、誤り訂正部 4 3) 及びソフトウェア (すなわちマイコン 4 0 の所定のメモリ (図示せず) に格納されたプログラムか ら機能ブロックとして表される制御用アプリケーションプログラム 4 0 B、ドラ

イバ40C)が、フロントエンド21として設けられる。

これに対して例えば図2との対応部分に同一の符号を付して示す図6のように、光ケーブル16を介して配信されてくるCATV放送波を受信し、当該CATV放送波から得られた所定のデータ(ビデオデータ及びオーディオデータ並びにEPGデータ等)をテレビジョン装置14に出力する場合、当該IRDの製造段階において、フロントエンド21内のハードウェア構成及びソフトウェアをCATV放送波に対応して変更することにより、図5について上述したフロントエンド21に換えて、当該図5との対応部分に同一の符号を付した図7に示すようにCATV放送波用のフロントエンド21′を装着する。これによりCATV放送波受信用のIRD13′を製造することができる。

すなわち、フロントエンド21′のマイコン40′内の所定のメモリ(図示せず)には、図8に示す日本国におけるCATV放送波の各チャンネルに割り当てられている搬送波周波数を用いて配信されたMPEG2トランスポートストリームをデマルチプレクサ23(図3)に出力させる種々のプログラムを予め所持(格納)することになる。

ここで、ユーザがリモートコントローラ17(図2)を介して図8に示すような日本国におけるCATV放送波のうち、希望するチャンネルとして第52のチャンネルを指定する操作を行うと、リモートコントローラ17のIR(Inーfrared)発信部(図示せず)によって指定内容が赤外線信号S50に重畳されて出力され、この赤外線信号S50がIR受信部27により受光され、受光結果がCPU22に供給される。

これによりCPU22は、リモートコントローラ17(図2)からの指定内容に従ってフロントエンド21'を間接的に制御することにより、受信したCATV放送波のうちユーザにより指定された第2のチャンネルの搬送波周波数を選択し、当該選択した搬送波周波数を用いて配信されたMPEG(Moving Picture Experts Group)2トランスポートストリームをデマルチプレクサ23(図3)に送出するようになされている。

すなわちOS22Cは、アプリケーションプログラム22Aにより、CATVの第S2のチャンネルに割り当てられている搬送波周波数を用いて配信されたMPEG2トランスポートストリームをデマルチプレクサ23(図3)に出力させる制御コマンドを生成させ、これをインターフェース22Bに転送する。

インターフェース22Bは、マイコン40′内のインターフェース40Aとの間において、例えば I²Cと称される規定された通信プロトコルの規定に則って、CPU22とマイコン40′との間において予め定義されているコマンドセットを用い、OS22Cから転送された制御コマンドを所定の手順に従って、制御用アプリケーションプログラム40′Bに転送する。

制御用アプリケーションプログラム40′Bは、インターフェース22Bからインターフェース40Aを介して転送された制御コマンドに基づいて、CATV放送波の第2のチャンネルに割り当てられている搬送波周波数を用いて配信されたMPEG2トランスポートストリームをデマルチプレクサ23(図3)に出力させるプログラムを、マイコン40′内の所定のメモリ(図示せず)から読み出し、当該プログラム内容をドライバ40′Cに転送する。

ドライバ40′Cは、制御用アプリケーションプログラム40′Bから転送されたプログラム内容を、ハードウェア構成(チューナ部51、復調部52及び誤り訂正部53)が理解可能なデータに変換し、当該ハードウェア構成を制御する

すなわち、チューナ部 5 1 は、受信した CAT V 放送波 R F に対してチューニング処理を行うことにより、第 2 のチャンネルの搬送波周波数を選択し、当該選択した搬送波周波数を局部発信周波数と混合して中間周波数 S 2 0 (図 8 における映像周波数 2 3 1. 2 5 M H z 、音声周波数 2 3 5. 7 5 M H z)に変換し、これを復調部 5 2 に送出する。

復調部52は、チューナ部51から供給された中間周波数S20に対して、このとき指定されたCATV放送波に対応した復調方法である64QAM(Quadrature Amplitude Modulation)方式に準

拠した復調処理を行わせることにより、データ列D21を取り出し、これを誤り 訂正部53に送出する。

さらに誤り訂正部53は、復調部52から供給されたデータ列D21内にそれ ぞれ予め割り当てられている誤り検出等を行うためのデータ列を用いることによ り、データ列D21に対してエラー検出やエラー訂正を行うことにより得られた MPEG2トランスポートストリームをデマルチプレクサ23(図3)に送出す る。

このようにIRD13の製造段階において、異なる伝送メディア (例えば衛星 放送波又はCATV放送波) に対応したそれぞれのIRDを製造する際に、伝送 メディアに応じてフロントエンド内のハードウェア構成と、当該ハードウェア構成 (チューナ部51、復調部52、誤り訂正部53) を動作させるための制御用 アプリケーションプログラム及びドライバ (ソフトウェア) が設けられる。

この場合、IRD13内のCPU22は、CPU機能部22X(すなわちROM等の所定のメモリに記憶されている各種プログラム)が制御コマンドをフロントエンド21,21′へ送出するだけで、間接的にハードウェア構成を制御し得ることにより、当該CPU機能部22Xは、伝送メディアが異なる場合においても同様の構成(ROM等の所定のメモリに記憶されている各種プログラムを機能ブロックとして表したOS22C、アプリケーションプログラム22A、インターフェース22B)を共通化して使用することができる。

従って異なる伝送メディアから受信し、当該ディジタル放送のうち任意のチャンネル(搬送波周波数)に基づいて得られた所定のデータをテレビジョン装置14に出力するような各IRD13を製造する場合には、それぞれのIRD13において、フロントエンド21,21′内のハードェア構成及びソフトウェアを変更するのみで良いことになる。

以上のように、IRD13は、伝送メディアに応じてハードウェア及びソフトウェアが変更されるフロントエンド21又は21′と、伝送メディアに左右されないトランスポートストリーム等の処理を行う各データ処理部(CPU22等)

からなる。従ってIRD13の製造段階においては、フロントエンド21又は2 1′のハードウェア構成及びソフトウェアを伝送メディアに対応させて変更する ようになされている。

データ処理部(CPU22)は、データ処理部(CPU22)内に設けられた インターフェース22Bと、フロントエンド21,21′内に設けられたインタ ーフェース40Aとの間にて、それぞれ共通のプロトコルに則って、データ処理 部(CPU22)とフロントエンド21,21′内に設けられているマイコン4 0,40′との間において予め定義されているコマンドセットを用いることによ り、制御コマンドをフロントエンド21,21′内に設けられているマイコン4 0,40′に送出する。

フロントエンド21,21'のマイコン40,40'内の制御用アプリケーションプログラム40B,40'Bは、データ処理部(CPU22)から供給された制御コマンドにより、フロントエンド21,21'内部のハードウェア構成(チューナ部41,51、復調部42,52、誤り訂正部43,53)の各種処理を実行させる(制御する)ことができる。

このようにデータ処理部 (CPU22) は、フロントエンド21, 21' の各ブロックを直接制御することなく、制御コマンドをフロントエンド21, 21' に送出するのみで間接的に制御することが可能となる。

かくしてIRD13の製造段階においては、伝送メディアに応じてデータ処理部(CPU22)を変更することなく、フロントエンド21, 21'内のハードェア構成及びソフトウェアを変更するのみで良いことになる。

以上の構成によれば、データ処理部(CPU22)が伝送メディアに関わらない共通の制御コマンドを送出するだけでフロントエンド21,21′内のハードェア構成を制御するようにしたことにより、伝送メディアに応じてハードウェア及びソフトウェアが変更されるフロントエンド21,21′を変更するのみで、当該各伝送メディアに応じたIRD13を製造することができる。これにより、IRD13の設計における設計者の利便性が向上し得る。

なお上述の実施の形態においては、フロントエンド21で衛星放送波を受信し、当該衛星放送波のうち任意の搬送波周波数を用いて配信されたMPEG2トランスポートをフロントエンド21の外部に出力する場合(すなわち伝送メディアがディジタル衛星放送システムである場合)、並びに、フロントエンド21'でCATV放送波を受信し、当該CATV放送波のうち任意の搬送波周波数を用いて配信されたMPEG2トランスポートをフロントエンド21'の外部に出力する場合(すなわち、伝送メディアがCATV放送システムである場合)について述べたが、本発明はこれに限らず、例えば通信衛星放送(CS:Communications Satellite放送)システム、地上波放送システム等、他の種々の伝送メディアに適用することができる。

すなわち例えば通信衛星放送波を受信し、当該通信衛星放送波のうち任意の搬送波周波数を用いて配信されるMPEG2トランスポートストリームをフロントエンドの外部に出力する場合、IRD13の製造段階において、制御用アプリケーションプログラム40B,40′B(すなわちマイコン内の所定のメモリに格納されているプログラム)には、図9に示すように、CS放送波の各チャンネルに割り当てられている搬送波周波数を用いて配信されるMPEG2トランスポートストリームとしてフロントエンド外部に出力させる種々のプログラムが予め所持(格納)される。

また例えば地上放送波を受信し、当該地上放送波のうち任意の搬送波周波数を用いて配信されるMPEG2トランスポートストリームとしてフロントエンド外部に出力する場合、制御用アプリケーションプログラム40B, 40′Bには、図10に示すように、地上放送波の各チャンネルに割り当てられている搬送波周波数を用いて配信されるMPEG2トランスポートストリームをフロントエンド外部に出力させる種々のプログラムが予め所持される。

このようにIRD製造段階において、各伝送メディアのうちMPEG2トランスポートストリームとしてフロントエンド外部に出力希望する伝送メディアに応じて、制御用アプリケーションプログラム(すなわちマイコン内の所定のメモリ

に格納されているプログラム)に当該伝送メディアの各チャンネルに割り当てられている搬送波周波数を用いて配信されるMPEG2トランスポートストリームをフロントエンド外部に出力させる種々のプログラムを予め所持(格納)し得ることにより、他の種々の伝送メディアに適用することができる。

また上述の実施の形態においては、日本国における衛星放送波又はCATV放送波を受信し、当該衛星放送波又はCATV放送波のうち任意の搬送波周波数を用いて配信されるMPEG2トランスポートストリームとして当該フロントエンド21の外部に出力する場合について述べたが、本発明はこれに限らず、例えばアメリカ合衆国等、他の種々の地域に適用することができる。

この場合IRD製造段階において、IRDを使用する地域に応じて制御用アプリケーションプログラム(すなわちマイコン40内の所定のメモリ(図示せず)に格納されているプログラム)には、当該希望する地域の伝送メディアの各チャンネルに割り当てられている搬送波周波数を用いて配信されるMPEG2トランスポートストリームをフロントエンド外部に出力させる種々のプログラムが予め所持(格納)される。

このようにIRD製造段階において、伝送メディアを受信する地域に応じて制御用アプリケーションプログラム(すなわちマイコン40内の所定のメモリ(図示せず)に格納されているプログラム)に希望する地域の伝送メディアの各チャンネルに割り当てられている搬送波周波数を用いて配信されるMPEG2トランスポートストリームをフロントエンド外部に出力させる種々のプログラムを予め所持(格納)し得ることにより、他の種々の地域に適用することができる。

データ処理部(CPU22)がディジタル放送を受信する地域に関わらない共通の制御コマンドを送出するだけでフロントエンド内のハードェア構成を制御するようにしたことにより、ディジタル放送を受信する地域に応じてハードウェア及びソフトウェアが変更されるフロントエンドを変更するのみで、当該各ディジタル放送を受信する地域に応じたIRDを製造することができる。これにより、IRDの設計における設計者の利便性が向上し得る。

また上述の実施の形態においては、予めマイコン40内部のメモリ(図示せず)に1つの伝送メディア(衛星放送又はCATV)に対応するプログラムをマイコン40(又は40′)の所定のメモリ(図示せず)に格納する場合について述べたが、本発明はこれに限らず、複数の伝送メディア及びIRDを使用する種々の地域に対応するプログラムを予め格納するようにしても良い。

この場合、IRDの製造段階において、制御用アプリケーションプログラム(すなわちマイコン40内の所定のメモリ(図示せず)に格納されているプログラム)には、例えば図11に示すように、各伝送メディア及び各地域ごとの復調方法に関するプログラムが予め所持(格納)される。またIRDには、その製造段階において、複数の伝送メディアの復調処理に対応する復調部が装着される。

例えば日本国において衛星放送とCATV放送で同一内容が放送されていた場合、すなわち伝送周波数、変調方法など伝送メディアに依存する部分のみが異なり、MPEG2トランスポートストリームの内容は伝送に関係する情報(周波数情報、変調方法に関する情報など)以外同一の場合、フロントエンドは衛星放送を受信する場合には、衛星放送に対応した変調方式(例えばQPSK、8PSK変調)を復調し、CATV放送を受信する場合には、CATV放送に対応した変調方式(例えば64QAM変調)を復調する。復調部が衛星放送、CATV放送の変調方法に対応し、制御用アプリケーションプログラムがどちらの方式にも対応可能なものが予め格納されていた場合、IRDは衛星放送、CATV放送共通のものとなる。

このようにIRD製造段階において、伝送メディアを受信する地域に応じて制御用アプリケーションプログラム(すなわちマイコン40内の所定のメモリ(図示せず)に格納されているプログラム)に複数の伝送メディアに対応するプログラムを予め所持(格納)し得ることにより、IRD製造段階において複数の伝送メディアの復調処理に対応する復調部を装着した場合には、IRDがどの地域で使用された場合においても、また使用する地域でいずれの伝送メディアを受信した場合においても、その伝送メディアに応じて復調することができる。

次に、地上デジタル放送波をさらに受信する場合のディジタル放送受信システムについて説明する。

図12は、BS放送の他、さらに地上デジタル放送波を受信し、処理するディジタル放送受信システムの構成例を示す図である。この例において、IRD13″には、アンテナ60を介して受信した地上デジタル放送波を処理するチューナ部81、復調部82、誤り訂正部83などにより構成されるフロントエンド71(後述する図15参照)を含む地上デジタル受信アダプタ61(以下、地上アダプタ61と称する)が、IEEE(Institute of Electrical and Electronics Engineers)1394に準拠したIEEE1394シリアルバス62を介して接続されており、ユーザは衛星デジタル放送だけでなく、地上デジタル放送の番組も、視聴できる。

地上デジタル放送波を処理可能なIRD13″は、図13に示すように構成されている。IRD13″は、IEEE1394シリアルバス62を介して他の装置(この例の場合、地上アダプタ61)と情報を授受するためのインターフェース処理を行うIEEEシリアルバスインターフェース34を有している。その他の構成は、図3に示すIRD13と同様である。

図14は、地上アダプタ61の構成例を示すブロック図である。CPU72は、IRD13″のCPU22から通知される制御コマンドに基づいて、ROM73に記憶されているプログラムをRAM74に展開し、地上波用フロントエンド71におけるトランスポートストリームの生成処理を制御する。地上波用フロントエンド71により生成されたトランスポートストリームは、IEEE1394シリアルバスインタフェース75およびIEEE1394シリアルバス62を介してIRD13に供給される。

次に、これらの装置の動作について説明する。ユーザがリモートコントローラ 17(図12)を操作して、図10に示す日本国におけるデジタル放送波のうち、所望するチャンネルとして例えば、第20チャンネルを指定すると、リモートコントローラ17のIR発信部によって指定内容が赤外線信号S60に重畳され

て出力される。出力された赤外線信号S60は、IR受信部27により受光され、受光結果がCPU22に供給される。

CPU22は、リモートコントローラ17からの指定内容に従って、制御コマンドを生成する。CPU22は、その制御コマンドにより、IEEE1394シリアルバス62を介して、間接的に地上アダプタ61を制御し、アンテナ60を介して、デジタル放送波のうち、ユーザにより指定された第20チャンネルの搬送波を受信させ、それにより配信されたMPEG2トランスポートストリームをデマルチプレクサ23に供給させる。

CPU22が生成する制御コマンドには、地上アダプタ61が受信すべき地上デジタル放送波の周波数(ユーザが所望するチャンネルの周波数)を通知するDSIT (Direct Select Information Type)コマンド、地上アダプタ61の状態を認識するためのコマンド (Tuner States Descriptor)、および地上アダプタ61を認識するためのコマンド (Tuner Subnit Identifier De-scriptor)などがあり、これらは、「BSデジタル放送用受信装置 標準規格」(ARID STD-B21 1.1版)にそれぞれ規定されている。なお、本発明の地上デジタル放送受信システムにおいては、IRD13″のCPU22が生成したコマンドは、地上波アダプタ61のCPU72により、地上用フロントエンド71が認識できるデータ形式にフォーマット変換され、不足しているデータが付加されるなどの処理が施される。

図15は、CPU22と他の装置(フロントエンド21、および地上アダプタ61)との、コマンド情報を含む情報の送受関係を説明する図である。ユーザがリモートコントローラ17により、衛星デジタル放送波で搬送される番組を選択した場合、CPU22とフロントエンド21との間では、上述したような情報の送受処理が行われ、地上デジタル放送波で搬送される番組を選択した場合、CPU22と地上アダプタ61との間では以下のような処理が行われる。

すなわち、OS22Cは、アプリケーションプログラム22Aに、地上デジタ

ル放送の第20チャンネルに割り当てられている搬送波を用いて配信されたMPEG2トランスポートストリームをデマルチプレクサ23 (図13) に供給させる制御コマンドを生成させ、地上アダプタ61に通知すべく、これをインターフェース22Dに転送する。インターフェース22Dは、この制御コマンドを、IEEE1394シリアルバス62を介して地上アダプタ61にさらに転送する。

地上アダプタ61のCPU72のCPU機能部72Xは、IRD13の場合と同様に、アプリケーションプログラム72A、インターフェース72B、OS72C、およびインタフェース72Dを有している。インターフェース72Dは、インターフェース22Dから転送されてきた制御コマンドをアプリケーションプログラム72Aに供給する。アプリケーションプログラム72Aは、OS72Cに制御され、この制御コマンドを、不足しているデータを付加するなどの処理を施して、地上波用フロントエンド71が認識可能な制御コマンドにフォーマット変換する。アプリケーションプログラム72Aは、地上波用フロントエンド71が認識可能なデータ形式にデータ変換した制御コマンドを、地上用フロントエンド71に通知すべく、インターフェース72Bに転送する。

インターフェース72Bは、地上波用フロントエンド71のマイコン80内のインターフェース80Aとの間において、例えば I²Cと称される通信プロトコルの規定に則って、アプリケーションプログラム72Aがデータ処理した制御コマンドを、所定の手順に従って、インタフェース80Aを介して制御用アプリケーションプログラム80Bに転送する。

制御用アプリケーションプログラム80Bは、インターフェース80Aを介して転送されてきた制御コマンドに基づいて、地上デジタル放送波の第20チャンネルに割り当てられている搬送波を用いて配信されたMPEG2トランスポートストリームをデマルチプレクサ23(図13)に出力させるプログラムをマイコン80内の所定のメモリ(図示せず)から読み出し、当該プログラムをドライバ80Cに転送する。

ドライバ80Cは、制御用アプリケーションプログラム80Bから転送されて

きたプログラム内容を、ハードウェア(チューナ部81、復調部82および誤り 訂正部83)が理解可能なデータ形式に変換し、これらのハードウェアを制御する。

すなわち、チューナ部81は、アンテナ60を介して受信した地上デジタル放送波RFに対してチューニング処理を行うことにより、第20チャンネルの搬送波周波数を選択し、選択した搬送波周波数を局部発信周波数と混合して中間周波数S30(図10における映像周波数513.25MHz、音声周波数517.75MHz)に変換し、これを復調部82に送出する。

復調部82は、チューナ部81から供給された中間周波数S30に対して、地上デジタル放送波に対応した復調方法であるOFDM (Orthogonal Frequency Division Multiplex)方式に準拠した復調処理を行うことにより、データ列D31を取り出し、これを誤り訂正部83に送出する。

誤り訂正部83は、復調部82から供給されたデータ列D31に対して、予め割り当てられているデータ列を用いることにより誤り検出等を行う。誤り訂正部83は、データ列D31に誤り検出等の処理を実行することにより得られたMPEG2トランスポートストリームを、IEEE1394シリアルバスインターフェース75およびIEEE1394シリアルバス62を介して、デマルチプレクサ23(図13)に供給する。

その後、デマルチプレクサ23は、供給されたトランスポートストリーム(D31)をバッファメモリ28においてICカード20から供給されたデスクランブルキーを利用してデスクランブル処理し、抽出したビデオデータ(D34)をMPEGビデオ復号部24に、オーディオデータ(D35)をMPEGデータ復号部25に、それぞれ出力する。MPEGビデオ復号部24およびMPEGオーディオ復号部25において、MPEG2方式に準拠したデコード処理が施されたデータ(D36,37、 D_{EPG})は、図示せぬモニタやスピーカなどに出力され、ユーザは、地上デジタル放送波によって搬送されてきた番組を視聴することが

WO 01/65710 PCT/JP01/01489

できる。

図13においては、IEEE1394シリアルバスインタフェース34に接続されるハードウエアは、地上デジタル放送を受信可能な地上アダプタ61としたが、新たに提案されるさまざまな放送(通信)方式などにも適用可能である。また、複数のIEEE1394シリアルバスインタフェース34を設けて、様々な形式のデータを同時に処理し、図示せぬモニタなどに同時に出力するようにしてもよい。この場合、CPU22が使用するソフトウエアは、地上波、または衛星デジタル放送網、CATV網を含むネットワークなどからインストールされるようにしてもよい。

上述の実施の形態においては、マイコン40をフロントエンド21内に設ける場合、並びにマイコン40′をフロントエンド21′内に設ける場合について述べたが、本発明はこれに限らず、フロントエンドのチューナ部、復調部及び誤り訂正部と同一のハードウェア内にマイコンを設けるようにしても良い。この場合、上述した本発明による実施の形態と同様の効果を得ることができる。

また上述の実施の形態においては、既存の放送波(衛星放送波又はCATV放送波)に対応するプログラムをマイコン40(又は40′)の所定のメモリ(図示せず)に格納する場合について述べたが、本発明はこれに限らず、将来開始されることが見込まれる放送波に対応するプログラムをマイコン40(又は40′)の所定のメモリ(図示せず)に格納するようにしても良い。この場合、将来開始されることが見込まれる放送波に対応するハードウェア(チューナ部、復調部、誤り訂正部)をIRDに装着することにより、マイコン内の所定のメモリに将来開始されることが見込まれる放送波に対応するプログラムを組み込むだけで、受信することができる。

また上述の実施の形態においては、ドライバ40Cをマイコン40内に設ける場合、並びにドライバ40′ Cをマイコン40′ 内に設けるについて述べたが、本発明はこれに限らず、ドライバの一部の機能 (プログラム) をフロントエンドのチューナ部、復調部、誤り訂正部内がそれぞれ有するようにしても良い。この

場合、上述した本発明による実施の形態と同様の効果を得ることができる。

さらに上述の実施の形態においては、OS22C(インターフェース22B)が例えば I^2 Cと称される通信プロトコルの規定に則って、マイコン40内の制御用アプリケーションプログラム40B又は40′Bに制御コマンドを送出する場合について述べたが、本発明はこれに限らず、他の種々の通信プロトコルの規定に則って、OS22C(インターフェース22B)が制御用アプリケーションプログラム40B又は40′Bに制御コマンドを送出するようにしても良い。

本発明の第1の受信装置および方法によれば、主制御手段から転送された制御 コマンドを、処理手段が理解可能なデータに変換し、処理手段を制御するように したので、受信装置が使用される受信地域及び伝送メディアが変更された場合に おいても受信装置の制御を有効に行い得る。

産業上の利用の可能性

本発明は、ディジタル衛星放送システムなどの放送衛星を介して配信された放送波を受信して復調する受信装置及び受信方法に利用できる。

請求の範囲

1. 伝送メディアに応じて所定の受信復調処理を行う受信復調手段と、

上記受信復調手段の動作を制御する主制御手段と を備え、

上記受信復調手段は、

上記伝送メディアを介して受信した信号を処理する処理手段と、

所定の通信プロトコルに則って、上記主制御手段との間で予め定義されている 所定のコマンドセットを用いることにより、上記処理手段を制御する制御コマン ドを上記主制御手段と授受するためのインターフェース処理を行うインターフェ ース手段と、

上記インターフェース手段により上記主制御手段から取得した上記制御コマンドを、上記処理手段が理解可能なデータに変換し、上記処理手段を制御する処理制御手段と

を備えることを特徴とする受信装置。

2. 上記制御コマンドは、上記伝送メディアに依存しない、共通の制御コマンド である

ことを特徴とする請求の範囲第1項に記載の受信装置。

3. 上記制御コマンドは、上記処理手段が使用される受信地域に依存しない、共通の制御コマンドである

ことを特徴とする請求の範囲第1項に記載の受信装置。

4. 上記主制御手段は、上記制御コマンドを、バスを介して授受するのに必要な変換処理を行う変換手段をさらに備える

ことを特徴とする請求の範囲第1項に記載の受信装置。

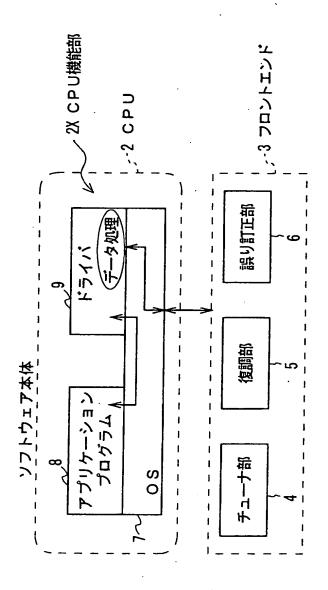
- 5. 上記バスは、IEEE1394シリアルバスである ことを特徴とする請求の範囲第4項に記載の受信装置。
- 6. 伝送メディアに応じて所定の受信復調処理を行う受信復調ステップと、 上記受信復調ステップによる受信復調処理の動作を制御する主制御ステップと を含み、

上記受信復調ステップは、

上記伝送メディアを介して受信した信号を処理する処理ステップと、

所定の通信プロトコルに則って、上記主制御ステップの処理を実行する主制御手段との間で予め定義されている所定のコマンドセットを用いることにより、前記処理ステップによる処理を制御する制御コマンドを上記主制御手段と授受するためのインターフェース処理を行うインターフェースステップと、

上記インターフェースステップの処理により上記主制御手段から取得した上記制御コマンドを、上記処理ステップの処理を実行する処理手段が理解可能なデータに変換し、上記処理ステップによる処理を制御する処理制御ステップとを含むことを特徴とする受信方法。



図

This Page Blank (uspto)

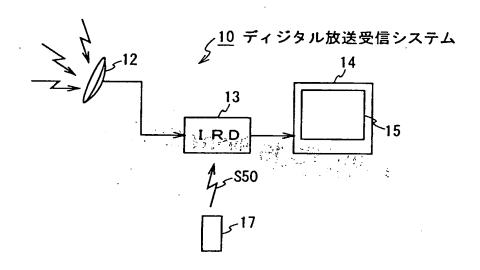
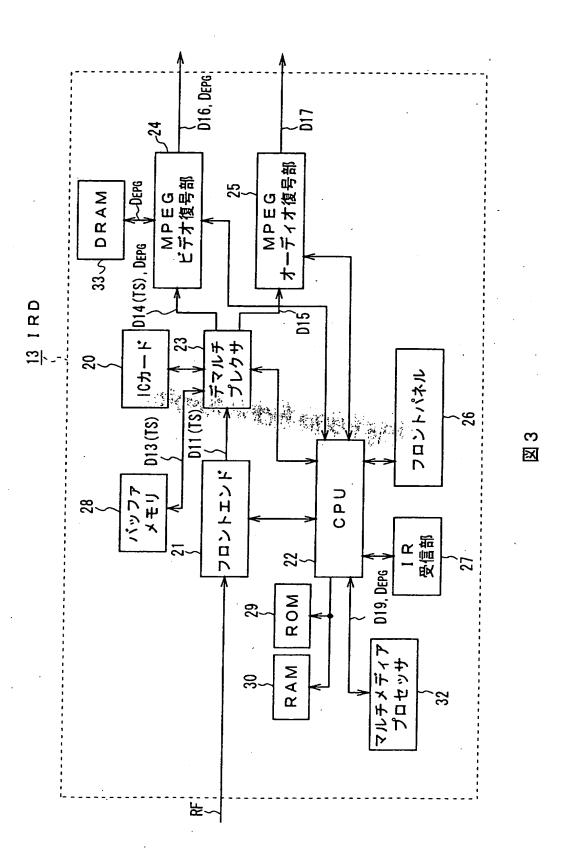
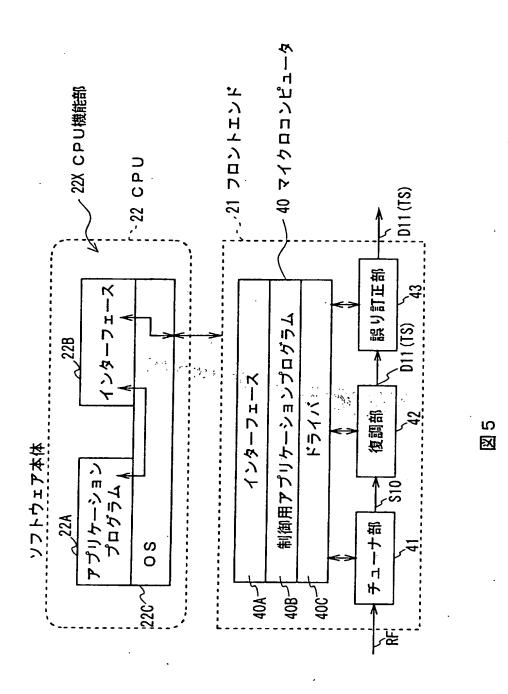


図 2



<u>図</u> 4

S 15ch (11 (MOM) 第二枚送局 (8)(9)(9)(9) 第一放送局 (BO-) チャンネル邓ツ $\mathbf{\omega}$ B S 13ch (11, 95764GHz) (HDTV) (22) *1 音声・データには複数の事業者に割り当てられたスロットの加算値である*2 かっこ内はスロット数 - を <u>る</u> ボーエス ダリーン (HDTV) the Dominion (3)410-(HDTV) B S 3ch (11, 76584GHz) ピーエス <u>₩</u> € 音直ア (HDTV) VOWOV (22) (BSデジタル放送) コミューケーション ナジタル **HDTV** B S 1ch (11, 72748GHz) (22)BS4後発機 (4) W ドーエスレッド **HDTV** (22) K2



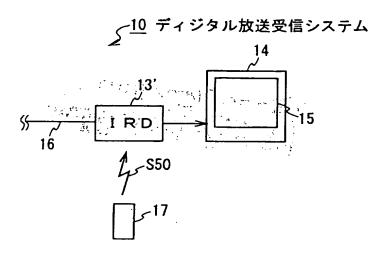
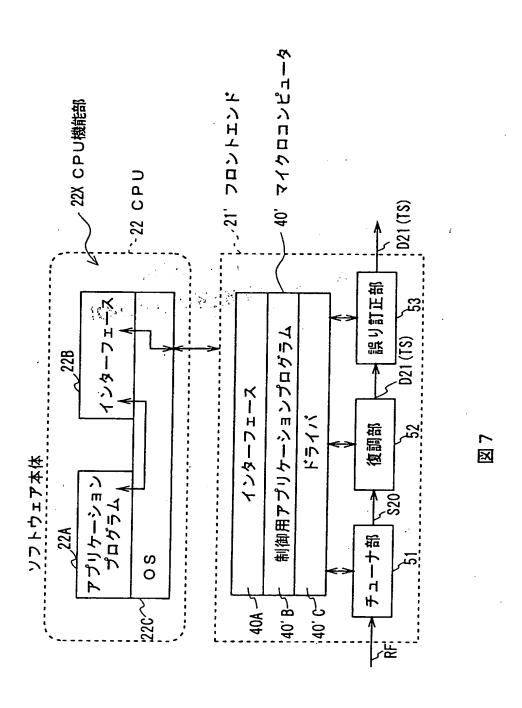


図6



																			_														
報典圏 パーパ	Image from	400 75				424 75	430.75	436.75	442 75	448. 75	454, 75	460.75	466. 75	472.75	478.75	484, 75	490.75	496. 75	502. 75	508.75	514.75	520.75	526. 75	532. 75	538. 75	544.75	550. 75	556. 75	562.75	568.75	574.75	580. 75	
局部発掘	foci	342	348	354	360	365	372	378	384	390	396	402	408	414	420	426	432	438	444	420	456	462	468	474	480	486	492	496	504	510	516	522	
担世	ì "	287 75		-							341.75		353. 75	359. 75	365. 75	371.75	37.75	383. 75	389. 75	395. 75	401.75	٠.				431.75	437.75	443.75	449.75	455. 75	461.75	467.75	
映像	fp	283 25		295. 25					325. 25		337. 25			355. 25	361. 25	367. 25	373. 25									427. 25		439. 25	445. 25	451. 25	457. 25	463. 25	
周波数带域	Fred range	282~288	288~294	294~300	300~306	306~312	312~318	318~324	324~330	330~336	336~342	342~348	348~354	354~360	360~366	366~372	372~378	378~384	384~390	390~396	396~402	402~408	408~414	414~420	420~426	426~432	432~438	438~444	444~450	450~456	₹	462~468	
中心周波数		1	291	297	303	309	315	321	327	333	339	345	351	357	363	369	375	381	387	393	,399°	405	411	417	423	429	435	441	447	453	459	465	
క	2	SII	S12	\$13	S14	S15	\$16	SI7	S18	S19	220	22	222	S23	S24	S 25	226	S27	828	S29	230	<u> </u>	232	S3	234	3	336	23	 82		왕 왕		
4/-ジ 周波数	Image freq.	208.75	214. 75	220. 75	226. 75	232. 75	238. 75	244. 75	250.75	256. 75	262. 75	268. 75	274.75	282. 75	288. 75		300. 75	306. 75	310.75	316. 75	322. 75	328. 75	334. 75	340.75	25. 15/2/	354. /5	360. 75	366. 75	370.75	376.75	382. 75	388. 75	
局部発振	fosc.	150	120	162	168	174	8	186	192	86	504	210	917	724	730	536	242	248	252	5.28	707	0/7	9/7	797	300	967	305	8	315	318	324	330	333
田田	fs		101.75				125.75	131. 75	137.75	143.75	149. 75	155. /5		5 .	1/3. /3	181. /5	187. 75			203. /5	د/ 209. در 203	213. /3	67 .127	C/ 177	27 - 120	241.73	247.75	253. 75	257.75		c/ .697	2/5. /5/ 26/ 18/	
*	ş.	91. 25			109. 25	115. 25		127. 25	133. 25	139. 25	145. 25	67 .161	137. 23		57.17			189. 25	193. 25	199. 25	203. 23	67.117		720 63	4 -			_			203. 63	67.11.2	
周波数带域	Freq. range	96~06	96~102	102~108	108~114	114~120	120~126	126~132	132~138	138~144	051 ~ 150 150	156 - 169	201~0C1	104~170	0/1~0/1	781~0/1	281~701	100 ~ 194	861 ~ 761	196~204	210~216	017~017	777~017	077 - 777	736~747	747 - 007	947~747	\$67~8 5 7	967~767	007~007	0/7~507	276~282	
中心画波数	Center freg.	93	<u> </u>	<u>.</u>	= :		22	621	£ ;	14.	15.2		591) <u></u>	5 5	101	6 1	101	193	107	213	213	202	111111111111111111111111111111111111111	230	345	C+7	167	667	107	107	976	
දි ද	<u>.</u>		7	~ :	E S	2 5	E :	¥ 7	£ ;	£ 5	è	2	£	- T	, L	٠ د	۰ ر	- a	0 0	, Ç	2 =	2 2	: 5	50%	5	3 3	5 5	3 5	3 5	5 8	3 8	S10	

∞ ⊠

偏波	チャン	トル表示	チューナの受信周波数										
V/H	通信ch表示	放送ch表示	DL周波数	11. 2GHz	11. 3GHz	10.678GHz							
V	K1	JD17	12. 268GHz	1068MHz	968MHz	1590MHz							
Н	.K2	JD18	12. 288GHz	1088MHz	988MHz	1610MHz							
٧	К3	JD19	12. 308GHz	1108MHz	1008MHz	1630MHz							
H	K4	JD20	12. 328GHz	1128MHz	1028MHz	1650MHz							
V	K5	JD21	12. 348GHz	1148MHz	1048MHz	1670MHz							
Н	K6	JD22	12. 368GHz	1168MHz	1068MHz	1690MHz							
٧	K7	JD23	12. 388GHz	1188MHz	1088MHz	1710MHz							
Н	K8	JD24	12. 408GHz	1208MHz	1108MHz	1730MHz							
V	K9	JD25	12. 428GHz	1228MHz	1128MHz	1750MHz							
Н	K10	JD26	12. 448GHz	1248MHz	1148MHz	1770MHz							
٧	K11	JD27	12. 468GHz	1268MHz	1168MHz	1790MHz							
Н	K12	JD28	12. 488GHz	1288MHz	1188MHz	1810MHz							
V	K13	JD1	12. 508GHz	1308MHz	1208MHz	1830MHz							
Н	K14	JD2	12. 523GHz	1323MHz	1223MHz	1845MHz							
V	K15	JD3	12. 538GHz	1338MHz	1238MHz	1860MHz							
Н	K16	JD4	12. 553GHz	1353MHz	1253MHz	1875MHz							
V	K17	JD5	12. 568GHz	1368MHz	1268MHz	1890MHz							
H	K18	JD6	12. 583GHz	1383MHz	1283MHz	1905MHz							
V	K19	JD7	12. 598GHz	1398MHz	1298MHz	1920MHz							
Н	K20	JD8	12. 613GHz	1413MHz	1313MHz	1935MHz							
V	K21	JD9	12. 628GHz	1428MHz	1328MHz	1950MHz							
Н	K22	JD10	12. 643GHz	1443MHz	1343MHz	1965MHz							
٧	K23	JD11	12. 658GHz	1458MHz	1358MHz	1980MHz							
Н	K24	JD12	12. 673GHz	1473MHz	1373MHz	1995MHz							
٧	K25	JD13	12. 688GHz	1488MHz	1388MHz	2010MHz							
Н	K26	JD14	12. 703GHz	1503MHz	1403MHz	2025MHz							
٧	K27	JD15	12. 718GHz	1518MHz	1418MHz	2040MHz							
Н	K28	JD16	12. 733GHz	1533MHz 1	1433MHz	2055MHz							

図 9

_																																
1/-/ 周波数	Image	70 25	20.207	714 75				. •		•	-			•		786 75	792 75	798.75	804.75		•		•			' -	,-	858. 75			•	
局部発掘	fosc	644	650	929	662	899	674	089	989	692	869	704	710	716	722	728	734	740	746	752	758	764	07.7	9//	782	788	794	880	806	812	818	824
田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	fs.	589 75		601, 75	607.75			625. 75		٠.	٠.	649.75	_	٠.	٠.		•	• -	691. 75	٠.	703. 75		• :	٠.		733. 75	•	745.75	• :	•	763.75	•
既像	đ	585.25		597. 25							639. 25	645. 25	651.25	657. 25	663. 25	669. 25			687. 25	693, 25				717.25	723. 25	729. 25	735. 25	741. 25	747.25	753. 25	759. 25	765. 25
周波数带域	Freq. range	584~590	590~596	596~602	602~608	608~614	614~620	620~626	626~632	632~638	$638 \sim 644$	644~650	650~656	656~662	662~668	668~674	674~680	989~089	686~692	692~698	698~704	704~710	710~716	716~722	722~728	728~734	734~740	740~746	746~752	752~758	758~764	764~770
中心周波数		587	593	599	605	611	627	623	629	635	641	647	653	629	665	179	677	. 683	689	695	107	707	713	719	725	731	737	743	749	755	761	797
ਣ	ė	_	33	34	35	36	37	88	33	8	4	42	54	4	45	46	47	48	49	S	2	25	23	72	22	26	27	28	29	8	<u> </u>	62
(メージ周波数	Image freq.	Ι.		220. 75	288. 75	294. 75	300. 75	306. 75	310.75	316.75	322. 75		٠.	٠.	594. 75	600.75	606. 75	•	_	1.1	77/20 15/77	636. 75	642. 75			•	666. 75	672.75		684. 75	٠.	696. 75
局部発振	fosc.	150	156	162	230	536	242	248	252	258	264	270	276	230	536	542	548	554	200	566	11151111	578	584	230	296	602	809	614	029	979	632	638
百年	fs		•	107.75	:		٠.	• -	٠.	٠.				' -		487.75	493. 75		-	511.75	511.15	• -	•	535. 75				-	' -	• -	57.75	583. 75
œ	٩	91. 25		103. 25	171.25						_									507. 25			525. 25	531. 25						567. 25	573. 25	579. 25
固波数带域	Freq. range	96~06	96~102	102~108	170~176	176~182	182~188	188~194	192~198	198~204	204~210	210~216	216~222	470~476	476~482	482~488	488~494	494~500	200~206	506~512	222~5182	518~524	524~530	530~536	536~542	542~548	548~554	554~560	260~566	266~572	572~578	578~584
中心周波数	Center freq.	93	66	105	173	179	185	191	195	201	/02	213	219	4/3	479	485	491	497	503	508	111112 511111	521	527	533	539	545	155	797	563	569	5/5	581
පි .	٤		2		4	2	ا و	_ (x 0	n ;	2 :	= \$	7 :	~ ;	4	2	9 :		<u> </u>	2	3	21	77	2	24	52	97	//	8 8	67	<u></u>	5

PCT/JP01/01489

√ \			
	田米	欧州	<u>н</u>
衛星 DSG	DSS/DVB	DVB (QPSK)	DVB ISDB-S (QPSK) (TCM-8PSK)
CATV 8	SCTE /2560AM)	SCTE DVB (64/2560AM) (16/32/64/128/2560AM)	DVB (640AM)
地上波 8	8VSB	DVB (COFDM)	ISDB-T (OFDM)

-EX

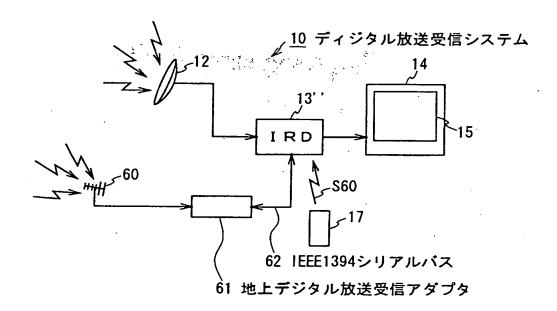
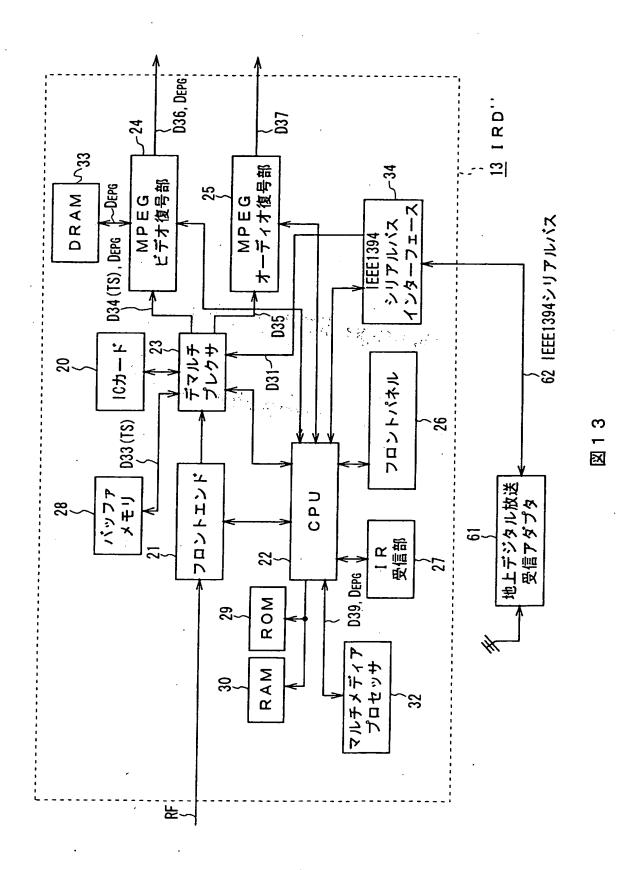
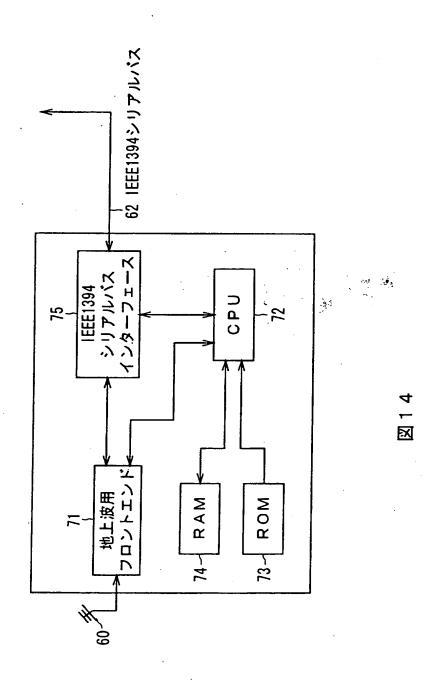
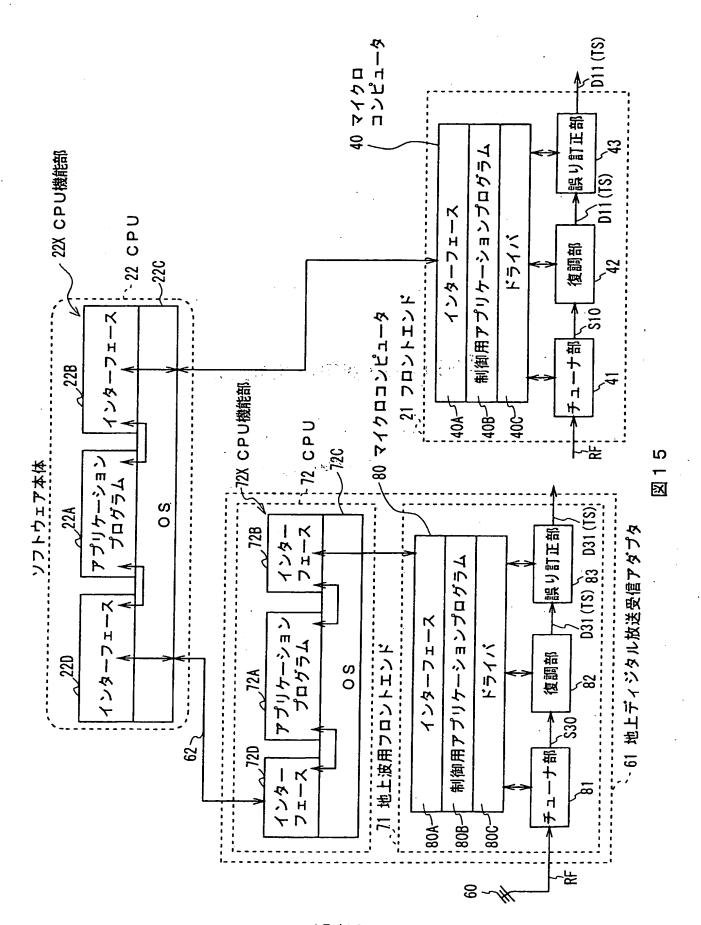


図12





PCT/JP01/01489





符号の説明

13, 13', 13"……IRD, 21……フロントエンド, 22, 72
……CPU, 24……MPEGビデオ復号部, 25……MPEGオーディオ
復号部, 29……ROM, 34, 75……IEEE1394シリアルバスイ
ンタフェース, 40, 40', 80……マイクロコンピュータ, 41, 51
, 81……チューナ部, 42, 52, 82……復調部, 43, 53, 83…
…誤り訂正部, 61……地上ディジタル放送受信アダプタ, 62……IEE
E1394シリアルバス, 71……地上波用フロントエンド, 73……RO
M, 74……RAM

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP01/01489

A. CLAS Int	SIFICATION OF SUBJECT MATTER .C1 ⁷ H04B1/16	• .
According	to International Patent Classification (IPC) or to both n	national classification and IPC
	OS SEARCHED	
Int	documentation searched (classification system followed . Cl ⁷ H04B1/16	
Jits Koka	suyo Shinan Koho 1926-1996 ai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2001	Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2001
		ume of data base and, where practicable, search terms used)
C. DOCU	MENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT	
Category*	Citation of document, with indication, where a	appropriate, of the relevant passages Relevant to claim No.
A	JP,6-133245 (Sony Corporation) 13 May, 1994 (13.05.94) Full text; all drawings	1-6
	(Family: none)	
	r documents are listed in the continuation of Box C.	See patent family annex.
"A" docume consider earlier of date docume cited to special docume means "P" docume than the Date of the a 29 M	categories of cited documents: ent defining the general state of the art which is not red to be of particular relevance document but published on or after the international filing ent which may throw doubts on priority claim(s) or which is establish the publication date of another citation or other reason (as specified) ent referring to an oral disclosure, use, exhibition or other ent published prior to the international filing date but later expriority date claimed actual completion of the international search (ay, 2001 (29.05.01)	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art document member of the same patent family Date of mailing of the international search report 12 June, 2001 (12.06.01)
	ailing address of the ISA/ nese Patent Office	Authorized officer
Facsimile No) .	Telephone No.



国際出願番号 PCT/JP01/01489

A. 発明の	属する分野の分類(国際特許分類(I P C))		
Int.	CI' H04B1/16		
B. 調査を	行った分野		
	最小限資料(国際特許分類(IPC))		
Int.	C1' H04B1/16		
日本国第 日本国第 日本国第	外の資料で調査を行った分野に含まれるもの展用新案公報1926-1996年公開実用新案公報1971-2001年登録実用新案公報1994-2001年展用新案登録公報1996-2001年		
国際調査で使用	用した電子データベース(データベースの名称、	調査に使用した用語)	
			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
C. 関連する	ると認められる文献		
引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連する	マ (cg く) トきけ、その関連する第頭の表示	関連する 請求の範囲の番号
A	JP, 6-133245 (ソニー株: 13.5月.1994 (13.0 全頁,全図 (ファミリーなし)		1-6
□ C欄の続き	とにも文献が列挙されている。	□ パテントファミリーに関する別	紙を参照。
「A」特に関連 にの際にの際の出になる。 「E」以後先を表している。 「L」を表する。 「C」のでは、「C」のでは、「C」のでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	Dカテゴリー 他のある文献ではなく、一般的技術水準を示す 自日前の出願または特許であるが、国際出願日 会表されたもの E張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行 は他の特別な理由を確立するために引用する 理由を付す) こる開示、使用、展示等に言及する文献 質日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願	の日の後に公表された文献 「T」国際出願日又は優先日後に公表で出願と矛盾するものではなく、例の理解のために引用するもの「X」特に関連のある文献であって、例の新規性又は進歩性がないと考え「Y」特に関連のある文献であって、例上の文献との、当業者にとって関よって進歩性がないと考えられる「&」同一パテントファミリー文献	発明の原理又は理論 当該文献のみで発明 さられるもの 当該文献と他の1以 自明である組合せに
国際調査を完了	てした日 29.05.01	国際調査報告の発送日 12	.06.01
日本国	D名称及びあて先 国特許庁(I.S.A/JP) B便番号100-8915 B千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官(権限のある職員) 和田 志郎 電話番号 03-3581-1101	